「特定個人情報保護評価書　全項目評価書　個人住民税に関する事務（案）」の再評価について

１．概要

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

また、特定個人情報ファイルについて保管場所の変更などの重要な変更が生じた場合は、再評価を行うことが求められています。

個人住民税に関する事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第１０項の特定個人情報ファイルを保有していることから、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という）第７条第１項に基づき、特定個人情報保護評価書を作成し、公表しています。

今般、令和8年1月より全市区町村を宛て先として個人住民税申告の電子化を開始するに伴い、デジタル庁が運営しているマイナポータルを経由して申告者の特定個人情報や課税情報等の申告データを船橋市で受信することとなります。この申告データの受信・管理方法の追加等については、個人住民税課税事務において特定個人情報の取扱いに重要な変更が生じることから、規則第７条第１項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書を公示し、パブリックコメントを行いました。

このことから、この特定個人情報保護評価書について、規則第７条第４項の規定により意見を求めるものです。

２．パブリックコメントの実施について

個人住民税に関する事務における特定個人情報保護評価書　全項目評価書について、規則第７条第１項の規定に基づき、次のとおりパブリックコメントを実施しました。

| | |
|---|---|
| ○実施期間 | 令和7年10月15日（水）から令和7年11月17日（月）まで |
| ○閲覧方法 | 市民税課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所、各図書館、各公民館に配架するとともに市ホームページへ掲載 |
| ○意見の提出方法 | 市民税課まで意見書の持参または、郵送、ファックス、電子メールによる提出 |

３．パブリックコメントの結果について

〇提出された意見：１件

〇意見の内容　　：別紙「寄せられたご意見と本市の考え方」のとおり

４．今後の予定

令和７年１２月　船橋市情報公開・個人情報保護審査会による第三者点検
個人情報保護委員会へ評価書提出

令和８年　１月　個人住民税申告の電子化運用開始（全市区町村）

個人住民税について
市民税課個人市民税第一係
（担当：及川・佐藤）
電話：436-2214